

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号



OCHIホールディングス株式会社

代表取締役社長 越智通広

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランドハイアット福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第4期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ochiholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和策などの影響により、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど緩やかな景気回復の基調が見られました。

当住宅関連業界におきましても、日本経済の好感に加え、住宅ローン金利や住宅資材価格の先高観が個人の住宅取得マインドを後押ししました。また、平成26年4月の消費税増税をにらんだ駆け込み需要や各種補助金の交付も重なり、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比10.6%増の98万7千戸と堅調に推移いたしました。

このような状況のもと当社グループは、工務店サポートの充実を図り、自然環境への配慮や電力買取制度などによりゼロエネルギー住宅への関心が高まっていることを背景に、太陽光発電をはじめとする創エネルギー商材や断熱材、遮熱材などの省エネルギー商材の販売拡充に取組み業績の向上に努めてまいりました。さらに、ゼロエネルギー住宅を提案することができるパッケージ商品「O c h i Z E R Oエネルギー住宅」の提案も推進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は91,323百万円(前期比15.2%増)となりました。利益面につきましては、営業利益は2,172百万円(前期比54.9%増)、経常利益は2,348百万円(前期比32.8%増)、当期純利益は1,454百万円(前期比13.0%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<建材事業>

新設住宅着工戸数が堅調に推移する中、工務店サポートの充実を図り、太陽光発電システムをはじめとする創エネルギー商材、断熱材などの省エネルギー商材の販売拡充に努めた結果、当事業の売上高は73,113百万円(前期比15.6%増)、営業利益は1,909百万円(前期比62.3%増)となりました。

<生活事業>

消費税増税前の駆け込み需要や販売先の拡充および小型家電商品の販売促進に努めた結果、当事業の売上高は6,933百万円(前期比1.7%増)となりました。しかしながら、利益面につきましては、人件費および物流コストが増加し、営業利益30百万円(前期比19.7%減)となりました。

<加工事業>

原材料の値上げによる売上総利益率の低下が見られたものの、堅調な住宅需要の増加を背景に、加工事業の受注は大幅に増加しました。また、過年度にプレカット加工機を一部新設し生産能力を高め、また、戸建て住宅だけでなく、非住宅市場にも営業を展開してまいりました。その結果、当事業の売上高は11,536百万円(前期比21.8%増)、営業利益は605百万円(前期比25.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は355百万円であり、その主なものは、太陽光発電設備の設置費153百万円(ヨドプレ株および越智産業株)、プレカット加工機の取得費53百万円(ヨドプレ株)、プレカット管理システムの構築費52百万円(OCHIホールディングス株)であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主に金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

住宅需要につきましては、平成9年の3%から5%への消費税増税後の急激な景気下振れの経験から、住宅ローン減税の延長拡充や、すまい給付金制度などの政策が打ち出されており、その効果が期待されます。

このような状況のもと当社グループは、引き続き工務店サポートの充実を図りながら、太陽光発電をはじめとする創エネルギー商材や断熱材、遮熱材などの省エネルギー商材の販売拡充に取組み、さらに「HEMSや蓄電池、高効率機器など新規商材の販売」「既存住宅のリフォームの取込み」などにより業容の拡大を図るとともに、「トータルコストダウン」の推進により筋肉質な財務体質を構築してまいります。また、「建材事業」と「加工事業」との連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅や公共施設などの非住宅市場の需要開拓にも注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

	第 1 期 (平成23年3月期)	第 2 期 (平成24年3月期)	第 3 期 (平成25年3月期)	第 4 期 (当連結会計年度 (平成26年3月期))
売上高(百万円)	73,473	78,084	79,253	91,323
経常利益(百万円)	1,095	1,652	1,768	2,348
当期純利益(百万円)	627	1,143	1,287	1,454
1株当たり 当期純利益金額	70円38銭	128円27銭	144円58銭	163円38銭
総資産額(百万円)	40,058	37,670	38,947	43,581
純資産額(百万円)	5,771	6,718	8,049	9,418
1株当たり 純資産額	626円27銭	749円25銭	900円50銭	1,054円02銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 当社は、第2期および第3期において株式分割を行ないましたが、第1期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
越智産業(株)	100,000	100	建材事業
(株)ホームコア	14,000	100 (100)	建材事業
(株)新 建	95,000	100 (100)	建材事業
(株)ト ー ソ ー	80,000	100 (100)	建材事業
(株)ホームコアテクノ	20,000	100 (100)	建材事業
丸 共 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株)ソ ー ケ ン	10,000	100 (100)	建材事業
(株)ウエストハウザー	30,000	50 (50)	建材事業
(株)松 井	30,000	100	生活事業
西日本フレーミング(株)	50,000	100	加工事業
西日本クラフト(株)	20,000	100	加工事業
ヨ ド プ レ (株)	45,000	100	加工事業

- (注) 1. (株)ウエストハウザーの持分は100分の50以下であります
が、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の議決権比率の()内は内書きで、間接所有比率
であります。
3. (株)ホームコアテクノは、平成26年4月1日付で(株)ホーム
コア(連結子会社)と合併したことにより消滅しております。

上記に掲げた重要な子会社12社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建材事業、生活事業および加工事業の三事業に取り組んでおります。

事業区分	主要製品等
建材事業	ラワン合板、針葉樹合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器等
生活事業	家庭用品、暖房器具等
加工事業	木造軸組工法プレカット、2×4工法プレカット等

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	福岡市中央区那の津三丁目12番20号

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
越智産業(株)	福岡市
(株)ホームコア	北九州市
(株)新 建	熊本市
(株)ト ー ソ ー	熊本県上益城郡
(株)ホームコアテクノ	福岡市
丸 共 建 材 (株)	島根県益田市
(株)ソ ー ケ ン	鹿児島県鹿児島市
(株)ウエストハウザー	広島市
(株)松 井	札幌市
西日本フレーミング(株)	福岡県飯塚市
西日本クラフト(株)	佐賀県三養基郡
ヨドプレ(株)	兵庫県加西市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
882 名	増 1 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者(7名)を除く就業人員であります。

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1 名	減 2 名	61.0 歳	32.0 年

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業㈱における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先および借入額

① 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
	百万円
(株) 福岡銀行	605
(株) みずほ銀行	595
(株) 肥後銀行	459
(株) 伊予銀行	395
(株) 西日本シティ銀行	391

② 当社の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
	百万円
(株) 松井	1,632
(株) トソー	200
(株) 新建	145
(株) 福岡銀行	55
(株) みずほ銀行	55

(注) (株)松井、(株)トソーおよび(株)新建は、連結子会社であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	越 智 通 広		越智産業(株) 代表取締役社長
取 締 役	閑 正 秀	リスクマネジメント課	
取 締 役	越 智 通 信	経営企画部長	
取 締 役	中 村 尚 生	財 務 部 長	
取 締 役	萩 尾 一 寿	建材事業部長	
取 締 役	高 橋 靖 則	生活事業部長	(株)松井 代表取締役会長
取 締 役	酒 匂 利 夫	人 事 部 長	
取 締 役	古 川 和 広	総 務 部 長	(株)ホームコア 代表取締役社長
取 締 役	種 子 田 俊 郎	加工事業部長	西日本クラフト(株) 代表取締役社長 ヨドブレ(株) 代表取締役会長
取 締 役	奥 野 正 寛		
常勤監査役	杉 谷 春 之		
監 査 役	佐 藤 俊 之		
監 査 役	吉 田 泰 彦		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役執行役員 (株)福岡銀行 取締役常務執行役員
監 査 役	秋 田 泰 史		地球文化屋(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 吉田泰彦氏は、平成25年6月27日開催の第3期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
 2. 山川正翁氏は、平成25年6月27日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
 3. 取締役奥野正寛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役吉田泰彦、秋田泰史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 取締役奥野正寛氏および監査役秋田泰史氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	52百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11百万円 (0百万円)
計	14名	63百万円

- (注) 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外監査役	吉田泰彦	福ふくおかフィナンシャルグループ	取締役執行役員	—
		(株)福岡銀行	取締役常務執行役員	資金の借入
	秋田泰史	地球文化屋(株)	代表取締役社長	—

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員のための主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	奥野正寛	当期開催の取締役会16回全てに出席し、当社グループの属する住宅関連業界で培った高い専門知識、幅広い経験に基づいて、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	吉田泰彦	平成25年6月27日に就任後開催された取締役会12回のうち11回に出席し、出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また就任後開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適時行なっております。
監 査 役	秋田泰史	当期開催の取締役会16回全てに出席し、企業経営についての十分な知識と経験に基づいて、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また当期開催の監査役会17回のうち15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役奥野正寛氏および社外監査役吉田泰彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役および社外監査役ともに法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計額	41百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外(非監査業務)である合意された手続業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、事業活動を展開するにあたり、「豊かな住環境と地球環境づくりに貢献します」を経営理念としており、経営理念の追求には、法令を遵守し、社会規範・企業倫理・人権の尊重に則って行動し、企業の社会的責任を果たすことが重要と考えています。

当社グループ取締役および従業員が、これらの社会的責任を果たす為の行動規範、推進体制を定めた「コンプライアンス規則」を定め、真摯な態度で取り組むことにより企業ブランド価値を高め、ステイクホルダーからの更なる信頼と安心の獲得に努める所存でございます。

また、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- ① 当社グループは、コンプライアンスの基本方針を設け、当社グループ取締役・従業員の法令遵守の徹底、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを義務付けます。

当社グループは、社会規範・倫理そして法令などの遵守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ります。

- ② 当社グループの取締役は、この実践のため経営理念、コンプライアンス規則およびコンプライアンスマニュアルに従い、グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を率先して行ない、内部通報制度の一環として「越智ホットライン」を設置しています。
- ③ リスクマネジメント部の設置により、組織横断的なコンプライアンス体制を確立し、問題点の把握および解決に努め、取り組み状況については、定期的に取り締り委員会等に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役は、その職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報を、社内規則に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理する体制を構築します。
 - ② 文書については総務部、電磁的記録については経営企画部とし、それぞれに管理責任者を配置し、その作成・保管・廃棄に至る管理を行いません。
 - ③ 取締役および監査役は、必要に応じて文書または電磁的記録の閲覧を行いません。
- (3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- ① 当社グループでは、経営の健全性・透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、市場の変化、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築します。
 - ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク(不確実性)に対処すべく、リスクマネジメントの運用を実践します。
 - ③ リスクを未然に防止するために、業務に係る規則やマニュアルを制定し運用を行なわせるとともに、「業務分掌規則」や「職務権限規則」によりチェック機能を分担させ、かつ監査役監査、内部監査および監査法人監査などを通して、チェック機能が有効に機能しているかを監視・報告させています。
 - ④ 通常のリスク監視体制を超えるものについては、個別に「リスク対応プロジェクト」を適宜発足させ対応します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ① 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の業務分掌・職務権限規則に基づき、代表取締役および各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行なわせています。
 - ② 取締役会は、毎月1回定例的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしています。

- ③ 取締役会は、経営計画および業務運営方針に関して、定期的に検証すべき項目を定め、現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正させ、常に業務が効率的に推進できるようにしています。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ① 当社グループは、従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、社是、社訓、経営理念の実践および企業行動規範、企業行動基準となる規則等の運用の徹底を行なう体制を構築します。
- ② 当社グループの取締役・従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当社リスクマネジメント部長に報告をするものとしています。リスクマネジメント部長は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、リスクマネジメント委員会で協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定します。
- ③ 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行なう手段を確保するため、「越智ホットライン」を運営しており、この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者の不利益が生じないことを確保しています。
- ④ 重要な通報については、その内容と会社の対処の状況・結果について、適切にグループの取締役・従業員に開示し、周知徹底しています。
- ⑤ 内部監査室の検査の受検により企業倫理の遵守を徹底する体制を構築しています。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 当社は、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するために必要な企業グループとして規範・規則を整備します。

- ② 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとしします。
 - ③ 代表取締役および業務の執行を担当する取締役は、それぞれの職務の分掌に従い、グループ企業が適切な内部統制を行なうよう指導します。
 - ④ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。内部監査の年次計画、実施状況およびその監査報告については、その重要度に応じ取締役会等への報告を行なうこととしします。
 - ⑤ 監査役が、企業グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行なえるよう、会計監査人および内部監査室との連携等の確な体制を構築します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
現在は、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて取締役会は、監査役と協議のうえ内部監査室に対応させます。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
前号の内部監査室の担当者の独立性を確保するため、取締役、執行役員および従業員が、内部監査室に属する担当者の業務執行に対して不当な制約を行なうことにより、その独立性を阻害することのないようにします。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- ① 代表取締役および業務執行を担当する取締役および執行役員は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行の状況の報告を行ないます。
 - ② 代表取締役および業務執行を担当する取締役ならびに執行役員は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行ないません。

- (a) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその虞のあるもの
 - (b) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその虞のあるもの
 - (c) コンプライアンス規則への違反で重大なもの
 - (d) その他上記(a)～(c)に準じる事項
- ③ 取締役、執行役員および従業員は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 監査役は、代表取締役および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - ② 監査役は、内部監査室と定期的な情報交換を行ない緊密な連携を図ります。
 - ③ 監査役または監査役会は、取締役から当社グループに著しい損害が発生する虞がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行ない、取締役に對して助言または勧告を行なうなど、状況に応じ適切な処置を講じます。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分の基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元とともに、企業体質の強化および将来の事業展開のための内部留保にも配慮した利益配分を基本方針としております。

(2) 利益配当等に関する基本的な考え方

株主に対する安定配当を基本的な考え方としております。

(3) 内部留保資金の用途等

株主に対する安定配当の原資として、またアライアンス戦略等の原資としてのほかに、不測の事態にも充分対応できるような内部留保に努めております。

(4) 自己株式の取得

当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、普通配当5円と記念配当2円(東証二部上場記念配当)を合わせて7円とさせていただきます。この結果、当期の配当金は中間配当金と合計しますと、1株当たり12円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,169	流動負債	31,100
現金及び預金	5,323	支払手形及び買掛金	23,064
受取手形及び売掛金	22,120	電子記録債務	3,446
電子記録債権	292	短期借入金	2,617
商 品	2,616	リース債務	71
未成工事支出金	274	未払法人税等	538
繰延税金資産	294	未払消費税等	128
短期貸付金	2	賞与引当金	420
そ の 他	328	そ の 他	811
貸倒引当金	△82	固定負債	3,062
固定資産	12,411	社 債	100
有形固定資産	7,904	長期借入金	1,451
建物及び構築物	1,403	リース債務	101
機械装置及び運搬具	471	繰延税金負債	651
土 地	5,835	役員退職慰労引当金	190
リース資産	149	退職給付に係る負債	293
そ の 他	44	そ の 他	275
無形固定資産	242	負債合計	34,163
の れ ん	35	純 資 産 の 部	
リース資産	11	株主資本	9,130
そ の 他	195	資 本 金	400
投資その他の資産	4,264	資本剰余金	913
投資有価証券	1,273	利益剰余金	7,893
長期貸付金	0	自己株式	△76
繰延税金資産	22	その他の包括利益累計額	252
退職給付に係る資産	34	其他有価証券評価差額金	297
差入保証金	748	退職給付に係る調整累計額	△44
投資不動産	2,132	少数株主持分	35
そ の 他	177	純資産合計	9,418
貸倒引当金	△124	負債及び純資産合計	43,581
資産合計	43,581		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,323
売 上 原 価		80,975
売 上 総 利 益		10,347
販売費及び一般管理費		8,174
営 業 利 益		2,172
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	25	
仕 入 割 引	171	
不 動 産 賃 貸 収 入	110	
受 取 協 賛 金	5	
負ののれん償却額	113	
償却債権取立益	1	
雑 収 入	74	513
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
売 上 割 引	204	
不 動 産 賃 貸 費 用	43	
雑 損 失	41	337
経 常 利 益		2,348
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	
ゴルフ会員権売却益	0	
退職給付制度改定益	14	26
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
ゴルフ会員権評価損	0	
減 損 損 失	79	84
税金等調整前当期純利益		2,290
法人税、住民税及び事業税	792	
法人税等調整額	41	833
少数株主損益調整前当期純利益		1,456
少 数 株 主 利 益		2
当 期 純 利 益		1,454

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	400	913	6,564	△76	7,800
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△124	—	△124
当期純利益	—	—	1,454	—	1,454
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,329	△0	1,329
平成26年3月31日残高	400	913	7,893	△76	9,130

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	215	—	215	32	8,049
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△124
当期純利益	—	—	—	—	1,454
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	81	△44	36	2	39
連結会計年度中の変動額合計	81	△44	36	2	1,368
平成26年3月31日残高	297	△44	252	35	9,418

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

越智産業(株)	丸共建材(株)	西日本クラフト(株)
(株)ホームコア	(株)ソーケン	ヨドブレ(株)
(株)新 建	(株)ウエストハウザー	
(株)ト ー ソ ー	(株)松 井	
(株)ホームコアテクノ	西日本フレーミング(株)	

なお、(株)ホームコアテクノ(連結子会社)は、平成26年4月1日付で(株)ホームコア(連結子会社)と合併したことにより消滅しております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② た な 卸 資 産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

a 商 品……………主として移動平均法による原価法

b 未成工事支出金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……………主として定率法

(リース資産を除く)

主な耐用年数

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び

運搬具

2～20年

② 無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 投資不動産……………定率法
 主な耐用年数 4～50年
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- a 一般債権……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。
- b 貸倒懸念債権および破産更生債権等……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益および費用の計上基準
 完成工事高および完成工事原価の計上基準
 完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理方法
- a 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理することとしております。
- (追加情報)
 連結子会社である越智産業(株)は、平成25年4月に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。
 本移行に伴い、当連結会計年度において14百万円の特別利益を計上しております。
- ② 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、発生年度以降5年間で均等償却しております。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(ただし年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が293百万円および退職給付に係る資産が34百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が44百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,802百万円 |
| 投資不動産の減価償却累計額 | 330百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 1百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数
普通株式 9,073,980株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月21日 取締役会	普通株式	80百万円	9円00銭	平成25年 3月31日	平成25年 6月12日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	44百万円	5円00銭	平成25年 9月30日	平成25年 12月6日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月21日 取締役会	普通株式	62百万円	利益剰余金	7円00銭	平成26年 3月31日	平成26年 6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,323百万円	5,323百万円	—百万円
(2) 受取手形及び売掛金	22,120百万円	22,120百万円	—百万円
(3) 電子記録債権	292百万円	292百万円	—百万円
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,242百万円	1,242百万円	—百万円
資 産 計	28,978百万円	28,978百万円	—百万円
(1) 支払手形及び買掛金	23,064百万円	23,064百万円	—百万円
(2) 電子記録債務	3,446百万円	3,446百万円	—百万円
(3) 短期借入金	2,617百万円	2,618百万円	0百万円
(4) 長期借入金	1,451百万円	1,454百万円	3百万円
負 債 計	30,580百万円	30,583百万円	3百万円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、

(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式および債券は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期借入金のうち一年以内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
1,927百万円	1,792百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,054円02銭
2. 1株当たり当期純利益金額 163円38銭

(注) 「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いにしたがっています。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、5円2銭減少しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	885	流動負債	2,132
現金及び預金	45	関係会社短期借入金	1,977
繰延税金資産	7	一年内返済予定長期借入金	62
短期貸付金	752	未払金	65
未収還付法人税等	75	未払法人税等	3
その他	4	未払消費税等	0
固定資産	6,754	賞与引当金	15
有形固定資産	1	その他	8
器具及び備品	1	固定負債	102
無形固定資産	77	長期借入金	70
ソフトウェア	5	役員退職慰労引当金	32
ソフトウェア仮勘定	72	負債合計	2,234
投資その他の資産	6,675	純 資 産 の 部	
投資有価証券	30	株 主 資 本	5,404
関係会社株式	6,556	資 本 金	400
繰延税金資産	11	資 本 剰 余 金	4,232
投資不動産	72	その他資本剰余金	4,232
その他	5	利 益 剰 余 金	860
		利 益 準 備 金	22
		その他利益剰余金	837
		繰越利益剰余金	837
		自 己 株 式	△88
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純 資 産 合 計	5,405
資産合計	7,639	負債及び純資産合計	7,639

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	379	
受 取 配 当 金	398	777
営 業 費 用		372
営 業 利 益		404
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	0	
不 動 産 賃 貸 収 入	3	
雑 収 入	1	10
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
不 動 産 賃 貸 費 用	4	25
経 常 利 益		389
税 引 前 当 期 純 利 益		389
法人税、住民税及び事業税	8	
法 人 税 等 調 整 額	△7	1
当 期 純 利 益		387

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成25年4月1日残高	400	4,232	4,232	10	587	597
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△124	△124
利益準備金の積立	—	—	—	12	△12	—
当期純利益	—	—	—	—	387	387
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	12	250	263
平成26年3月31日残高	400	4,232	4,232	22	837	860

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成25年4月1日残高	△88	5,141	0	0	5,142
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△124	—	—	△124
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	387	—	—	387
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	263	△0	△0	262
平成26年3月31日残高	△88	5,404	0	0	5,405

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) 耐用年数
器具及び備品 5年
 - (2) 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) 投資不動産……………定率法
耐用年数 30年
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1百万円 |
| 投資不動産の減価償却累計額 | 6百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 755百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,983百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
営業収入	777百万円
営業費用	1百万円
営業取引以外の取引高	24百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	171,835株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
賞与引当金	5百万円
その他	1百万円
繰延税金資産 (流動) 合計	<u>7百万円</u>
繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	1百万円
役員退職慰労引当金	11百万円
その他	4百万円
繰延税金資産 (固定) 小計	<u>16百万円</u>
評価性引当額	<u>△5百万円</u>
繰延税金資産 (固定) 合計	11百万円
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	<u>△0百万円</u>
繰延税金負債 (固定) 合計	<u>△0百万円</u>
繰延税金資産 (固定) 純額	11百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△38.6%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額	0.4%
法人税等の税率の変更による繰延税金資産金額の修正	0.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>0.4%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課税されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.7%から35.3%に変更されております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	越智産業㈱	所有直接 100%	経営指導業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	経営指導業務の受託 (注)1	296	—	—
				資金の貸付	300	短期貸付金	520
				利息の受取 (注)2	4		
子会社	㈱ 新 建	所有間接 100%	資金の借入 役員の兼任	利息の支払 (注)2	1	関係会社 短期借入金	145
子会社	㈱ トーソー	所有間接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	100	関係会社 短期借入金	200
				利息の支払 (注)2	1		
子会社	丸共建材㈱	所有間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注)3	—	短期貸付金	190
子会社	㈱ 松 井	所有直接 100%	資金の借入 役員の兼任	借入金の返済	83	関係会社 短期借入金	1,632
				利息の支払 (注)2	16		

(注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

3. 丸共建材㈱に対する貸付利息につきましては、全額免除しております。

4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 607円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 43円55銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

OCHIホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 義三[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OCHIホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OCHIホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

OCHIホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 義三[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OCHIホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの、第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月15日

OCHIホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	杉	谷	春	之	Ⓔ
監査役	佐	藤	俊	之	Ⓔ
社外監査役	吉	田	泰	彦	Ⓔ
社外監査役	秋	田	泰	史	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

配当金の除斥期間について、一部条文の整備および文言の修正を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>期末配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>お 越 ち 智 みち ひろ 通 広 (昭和32年3月8日生)</p>	<p>昭和54年4月 ㈱福岡銀行入行 昭和62年6月 越智産業㈱入社 平成元年7月 同社取締役経理部長 平成3年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成22年10月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 越智産業㈱代表取締役社長</p>	906,069株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
2	越 智 通 信 (昭和37年8月12日生)	昭和61年4月 エッソ石油(株) (現EMG マーケティング合同会 社) 入社 平成2年4月 越智産業(株)入社 平成18年6月 同社取締役営業統括グ ループ副グループ長 平成19年4月 同社取締役営業統括グ ループ長 平成21年4月 同社取締役経営企画 室、内部監査室担当 平成21年9月 同社取締役関係会社統 括グループ、経営企画 室、内部監査室担当 平成22年10月 同社取締役総務グ ループ担当 平成22年10月 当社取締役経営企画部 長 平成25年6月 越智産業(株)取締役業務 グループ担当 平成26年3月 同社取締役経営企画グ ループ長 平成26年4月 同社取締役常務執行役 員グループ会社統括 (現任) 当社取締役建 材事業部長 (現任)	41,595株
3	中 村 尚 生 (昭和28年7月23日生)	平成2年4月 ㈱西日本銀行 (現㈱西 日本シティ銀行) 入行 平成16年10月 ㈱NCB経営情報サービ ス (現㈱NCBリサーチ &コンサルティング) 事業コンサル部長 平成18年10月 越智産業(株)入社 平成20年6月 同社取締役財務グ ループ長兼内部統制室長 平成22年10月 同社取締役財務グ ループ長(現任) 平成22年10月 当社取締役財務部長兼 内部統制部長 平成24年9月 当社取締役財務部長 (現任)	1,260株
4	萩 尾 一 寿 (昭和25年3月10日生)	昭和45年1月 越智産業(株)入社 平成21年6月 同社取締役営業管理グ ループ長兼営業開発グ ループ長 平成22年10月 同社取締役営業推進グ ループ長兼営業開発グ ループ長 平成22年10月 当社取締役建材・住設 事業統括部長兼木材加 工事業統括部長 平成23年7月 越智産業(株)取締役営業 推進グループ長 平成23年12月 当社取締役建材・住設 事業統括部長 平成25年4月 越智産業(株)取締役営業 管理グループ長 (現 任) 平成25年5月 当社取締役建材事業部 長 平成26年4月 当社取締役リスクマネ ジメント部長 (現任)	14,580株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
5	たか はし やす のり 高橋 靖 則 (昭和22年9月25日生)	平成元年10月 安宅建材㈱入社 平成18年4月 住友林業㈱営業本部西 日本営業部副部長 平成19年4月 越智産業㈱入社 平成21年6月 同社取締役関係会社統 括グループ顧問 平成22年6月 同社取締役営業企画グ ループ長 平成22年10月 当社取締役生活用品事 業統括部長 平成24年4月 越智産業㈱取締役営業 企画グループ担当兼首 都圏営業担当 平成25年5月 当社取締役生活事業部 長(現任) 平成26年4月 越智産業㈱顧問(現 任) (重要な兼職の状況) ㈱松井代表取締役会長	2,320株
6	き こう とし お 酒 匂 利 夫 (昭和32年9月25日生)	昭和56年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱ みずほ銀行)入行 平成19年7月 ㈱みずほコーポレート 銀行(現㈱みずほ銀 行)業務監査部参事役 平成21年2月 越智産業㈱入社 平成21年7月 同社執行役員人事・総 務グループ長 平成22年10月 同社執行役員人事グル ープ長 平成22年10月 当社取締役人事部長 平成25年6月 越智産業㈱取締役人事 グループ長(現任) 平成26年4月 当社取締役人事・総務 部長(現任)	1,360株
7	ふる がわ かず ひろ 古 川 和 広 (昭和33年6月24日生)	昭和58年4月 ㈱福岡銀行入行 平成20年4月 同行六本松支店長 平成22年4月 越智産業㈱入社 関係 会社統括グループ長 平成22年10月 同社総務グループ長 平成22年10月 当社取締役総務部長 平成25年6月 越智産業㈱取締役総務 グループ担当 平成26年4月 同社取締役(現任)当 社取締役経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱ホームコア代表取締役社長	740株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	種 ね だ とし りう 種子田俊郎 (昭和26年6月3日生)	昭和50年4月 三菱商事㈱入社 平成20年6月 三菱商事建材㈱取締役 常務執行役員木材建材 本部長 平成23年7月 越智産業㈱入社 営業 開発グループ長兼当社 木材加工事業統括部副 部長 平成23年12月 同社営業開発グループ 長兼当社木材加工事業 統括部長 平成24年4月 同社執行役員営業開発 グループ長兼当社プレ カット事業統括部長 平成24年6月 当社取締役プレカット 事業統括部長 平成25年5月 当社取締役加工事業部 長(現任) 平成25年6月 越智産業㈱取締役営業 開発グループ長(現 任) (重要な兼職の状況) 西日本クラフト㈱代表取締役社長 ヨドブレ㈱代表取締役会長	700株
9	おく の まさ ひろ 奥野正寛 (昭和23年4月23日生)	昭和46年4月 大建工業㈱入社 平成20年4月 同社取締役兼常務執行 役員海外営業統括部長 平成20年10月 同社常務執行役員中国 総代表兼海外営業統括 部長 平成21年4月 同社顧問中国総代表 平成24年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注)1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業株式会社の代表取締役社長を兼務しており当社は同社に資金の貸付があります。
2. 取締役候補者高橋靖則氏は、株式会社松井の代表取締役会長を兼務しており当社は同社より資金の借入があります。
3. 上記1、2以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 奥野正寛氏は社外取締役候補者であります。
5. 奥野正寛氏を社外取締役候補者とした理由は、住宅関連業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきたいためであります。
6. 奥野正寛氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は奥野正寛氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は奥野正寛氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	いし くら まさ ゆき 石倉正行 (昭和24年7月30日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成19年10月 同社法務部（大阪駐在） 平成21年4月 伊藤忠建材㈱出向 顧問 平成21年6月 同社常勤監査役（現任）	0株
※2	かん まさ ひで 関正秀 (昭和27年9月18日生)	昭和50年4月 ㈱福岡銀行入行 平成12年1月 同行本店営業部営業第一部長 平成16年10月 越智産業㈱入社 平成18年6月 同社取締役営業管理グループ長 平成21年1月 同社取締役審査グループ長 平成22年10月 当社取締役リスクマネジメント部長 平成26年4月 越智産業㈱取締役 当社取締役（現任）	1,800株
3	よし だ やす ひこ 吉田泰彦 (昭和32年2月26日生)	昭和54年4月 ㈱福岡銀行入行 平成21年4月 同行執行役員本店営業部長 平成23年4月 同行取締役常務執行役員 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 平成24年6月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員（現任） 平成25年6月 当社監査役（現任） 平成26年4月 ㈱福岡銀行取締役専務執行役員（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※4	江藤洋 (昭和24年10月5日生)	昭和49年4月 南九州コカ・コーラボトリング㈱(現コカ・コーラウエスト㈱)入社 平成3年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成19年6月 トーマツコンサルティング(福岡)㈱代表取締役社長 平成21年10月 トーマツコンサルティング㈱西日本代表取締役社長 平成22年10月 デロイトトーマツコンサルティング㈱専務執行役員西日本オフィス統括パートナー 平成24年2月 江藤中小企業診断士事務所設立(現任)	0株

(注)1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 監査役候補者吉田泰彦氏は、㈱福岡銀行の取締役専務執行役員を兼務しており当社は同行より資金の借入があります。
3. 上記2以外の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 監査役候補者石倉正行氏は、現在伊藤忠建材㈱の常勤監査役ですが、平成26年6月27日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって辞任により退任予定であります。
5. 石倉正行、吉田泰彦、江藤洋の各氏は、社外監査役候補者であります。
6. 石倉正行氏を社外監査役候補者とした理由は、長年企業法務に従事され、また他社の監査役を務められた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。
7. 吉田泰彦氏を社外監査役候補者とした理由は、金融および経営全般における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 江藤洋氏を社外監査役候補者とした理由は、経営戦略の立案などコンサルティング業務に長年従事された豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。
9. 当社は吉田泰彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
10. 当社は石倉正行、江藤洋の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
11. 当社は石倉正行、江藤洋の両氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます閑正秀氏ならびに本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます杉谷春之、佐藤俊之、秋田泰史の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることに、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
閑正秀 <small>かん まさ ひで</small>	平成22年10月 当社取締役（現任）
杉谷春之 <small>すぎ たに はる ゆき</small>	平成22年10月 当社監査役（現任）
佐藤俊之 <small>さ とう とし ゆき</small>	平成22年10月 当社監査役（現任）
秋田泰史 <small>あき た やす し</small>	平成22年10月 当社監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランドハイアット福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム



- 福岡空港……………車で約15分
- 西鉄福岡(天神)駅…徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅…徒歩約10分
- JR博多駅……………徒歩約10分